

元気なコミュニティ特選団体実施要領

（目的）

- 第1 「元気なコミュニティ 100 選団体」（平成 19 年度～平成 20 年度選定）に加え、人口減少・少子高齢化に向き合い、地域力の強化に取り組む県内のモデルとなるコミュニティ組織を選定し、広く県内に紹介することで、関係団体の活動促進と地域コミュニティ活性化を図ることを目的とする。

（選定対象団体）

- 第2 一の市町村の区域を越えない範囲で活動する自治会、町内会等地縁組織、及び特定の活動目的のために設立されたボランティア団体、NPO 法人、地域づくり団体等を対象とする。

（選定基準）

- 第3 次の選定基準のいずれにも該当する団体を元気なコミュニティ特選団体（以下「特選団体」という。）として選定する。

(1) 自主性

地域住民の主体的な創意により、自主的な活動を行っている地域であること。

(2) 継続性

地域活動を継続するための自主財源の確保に努め、担い手の参画や育成に積極的であること。

(3) 将来性

人口減少・少子高齢化に向き合い、地域の将来性（ビジョン）を踏まえた活動であること。

(4) 課題解決の成果

県内の模範（モデル）となるような取組の成果・実績が見られること。

（市町村による推薦等）

- 第4 各市町村長は、選定基準に該当する団体について、元気なコミュニティ特選団体推薦調書（様式第1号・以下「調書」という。）を作成し、所管広域振興局経営企画部長あて提出するものとする。

- 2 広域振興局経営企画部長は、管内市町村分の調書を取りまとめ、ふるさと振興部地域振興室長あて提出する。

（選定方法等）

- 第5 特選団体は、市町村から提出された調書に基づき、地域活性化委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、知事が認定する。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、第3に定める選定基準に該当する「元気なコミュニティ特選団体」について、委員会で審査を行い、特選団体として認定することができるものとする。

- 3 知事は、特選団体に対し、元気なコミュニティ特選団体認定証（様式第2号）を交付するものとする。

(情報発信等)

第6 特選団体は、地域振興室のホームページ等で活動内容を紹介するほか、ふるさと振興部が主催する各種研修会等で事例発表の対象団体とする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。